

平成 30 年度 政府開発援助ユネスコ活動費補助金
(持続可能な開発目標 (SDGs) 達成に貢献するユネスコ活動の普及・発展
のための交流・協力事業)
審査要領

平成 30 年 2 月 2 日
文部科学省国際統括官付

政府開発援助ユネスコ活動費補助金(持続可能な開発目標(SDGs)達成に貢献するユネスコ活動の普及・発展のための交流・協力事業)に関する企画公募の審査は、この審査要領により行うものとする。

1. 採択案件の決定方法

提出された企画書に基づき審査を行い、各評価項目の得点合計が高いもの、又は、一定の条件を満たすものを採択する。

2. 審査方法

企画書に基づき、文部科学省に設置された「民間ユネスコ活動助成のための補助事業審査委員会」において選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に企画内容の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

3. 評価方法・項目

評価は下記の各項目について次の審査基準による 5 段階評価とし、原則、最高点と最低点それぞれ一委員の採点結果を除外した上で各委員の採点結果を合計し、それを平均したものを当該企画提案者の得点とする。

〔評価基準〕

大変優れている = 5 優れている = 4 普通 = 3
やや劣っている = 2 劣っている = 1

〔評価項目〕

1. 事業実施主体に関する評価

- ①事業の目的（SDGs 達成に資する民間ユネスコ活動の助成を通じた、我が国のユネスコ活動の進展及びユネスコを通じた交流の促進への寄与）を達成するために必要な人員・組織体制が整っていること。
- ②事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための体制を有していること。
- ③事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。

2. 事業内容に関する評価

- ①民間ユネスコ活動の振興に資するものとして、事業の計画が具体的に設定され実現性・妥当性があるとともに、事業の実施が、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた具体的な貢献となることが認められること。特に、SDGsの前身であるミレニアム開発目標（MDGs）が開発途上国のための目標であったのに対し、SDGsは先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含む「全ての国に適用される普遍的な目標」であることを踏まえ、このようなSDGsに特有の理念が事業の実施にあたり留意されていること。
- ②事業推進の方法、成果の普及方法等が具体性・的確性・実効性に優れていること。
- ③企画内容に対して、妥当な経費が示されていること。

3. 事業成果の活用に関する評価

- ①本補助事業の成果を適切に評価する仕組み・体制が構築されていること。
- ②本補助事業の成果が、補助実施期間のみに留まらず、補助期間終了後も波及効果が見込まれる工夫がなされていること。

4. その他

今後本事業の再公募を行う場合に、先の募集にて不採択となった提案について、企画書の内容を加筆修正の上再提出がなされた場合には、再度審査対象として扱うことができる。